

子ども・子育て会議（第 32 回）

平成 29 年 11 月 7 日（火）10：00～12：00

於：中央合同庁舎 4 号館 12 階共用 1208 特別会議室

議 事 次 第

1. 開会
2. 議事
 - （1）公定価格の仕組みについて
 - （2）その他
3. 閉会

【配布資料】

- 資料 1 子ども・子育て会議基準検討部会委員名簿
- 資料 2 公定価格の仕組みについて
- 資料 3 平成 29 年度地方分権に関する提案募集について
- 資料 4 財政制度等審議会資料（抜粋）
- 資料 5 平成 30 年度における私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行状況について
- 参考資料 委員提出資料

子ども・子育て会議基準検討部会 委員名簿

(東京大学大学院教育学研究科教授)

(NPO 法人全国認定こども園協会副代表理事)

(一般社団法人営業部女子課の会代表理事)

(恵泉女学園大学学長)

(公益社団法人全国保育サービス協会理事)

(高知県知事)

(一橋大学経済研究所所長)

(公益社団法人全国幼児教育研究協会理事)

(一般社団法人全国認定こども園連絡協議会会長)

(NPO 法人全国小規模保育協議会理事長)

(宇都宮市長)

(全国保育協議会副会長)

(全国国公立幼稚園・こども園長会会長)

(公益社団法人全国私立保育園連盟常務理事)

(全日本私立幼稚園PTA連合会副会長)

(全日本私立幼稚園連合会政策委員長)

(日本商工会議所・東京商工会議所知的財産戦略委員会委員)

(一般社団法人日本経済団体連合会人口問題委員会企画部会長)

(一般社団法人日本こども育成協議会会長)

(NPO 法人家庭的保育全国連絡協議会理事長)

(白梅学園大学大学院特任教授)

(日本労働組合総連合会副事務局長)

(社会福祉法人日本保育協会女性部副部長)

(聖籠町長)

あきた きよみ
秋田 喜代美おうじ なおこ
王寺 直子おおた あやこ
太田 彩子おおひなた まさみ
○ 大日向 雅美おぎ まり
尾木 まり(※)おぎき まさなお
尾崎 正直おしお たかし
小塩 隆士かとう あつひこ
加藤 篤彦きむら よしやす
木村 義恭(※)こまざき ひろき
駒崎 弘樹さとう えいいち
佐藤 栄一さとう ひでき
佐藤 秀樹せき みつこ
関 美津子つかもと しゅういち
塚本 秀一つきもと きく
月本 喜久つばい ひさや
坪井 久也はちや まゆみ
蜂谷 真弓ひがしで こういちろう
東出 公一郎ひろしま せいじ
広島 清次(※)みずしま まさこ
水嶋 昌子(※)むとう たかし
◎ 無藤 隆やすなが たかお
安永 貴夫やまうち いほこ
山内 五百子わたなべ ひろきち
渡邊 廣吉

◎：部会長 ○：部会長代理 (※)：子ども・子育て会議専門委員 (50音順)

公定価格の仕組みについて

平成29年度 幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査について

1. 背景・目的

子ども・子育て支援新制度が施行して3年目であり、5年後の見直しの中間年を迎えたことを受け、今後の公定価格の設定等の検討に資するよう、幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態を把握する。

「ニッポン一億総活躍プラン」(28年6月閣議決定)
適切な公定価格の設定等に資するよう、保育所等に対する経営実態調査を行う。

2. 調査対象等

- 調査対象：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）の計21,000件
- 調査時点：29年3月時点（収支は、28年度決算）
- 調査時期：7月末に調査開始、8月末回答〆切
- 調査方法：施設の所在地・規模を考慮して、無作為抽出

3. 調査内容

- ①概要（29年3月時点） 設置主体、児童数、事業の実施状況等
 - ②収支の状況（28年度） 公定価格における年間収支差
 - ③職員の給与（29年3月分） 職種別の勤続年数、支給額
 - ④職員の配置（29年3月時点） 職種別の配置状況
- （※）回答者の事務負担等を考慮して、可能な限り、調査項目を精査・簡素化。貸借対照表は調査対象外。
H24幼稚園・保育所等の経営実態調査は、新制度前であり、単純比較できない。

1

幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査について（調査期日）

	27年度 〔子ども・子育て支援新制度施行〕	28年度 〔施行後2年目〕	29年度 〔施行後3年目〕
収支の状況		決算 (29年度初に確定)	調査・集計
職員の給与		3月分+賞与・一時金	調査・集計
職員の配置		3月時点	
備考	学校法人会計基準改正 (知事所轄学校法人は28年度)	社会福祉法・会計基準改正	

2

幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査 調査内容（収支の状況）

収支差の算定に当たっては、教育・保育の本体に着目し、事業活動収入とサービス活動との差額を比較。

【収益項目の例（保育所）】

事業活動収入	1 保育事業収益
	(1) 施設型給付費収益（特例施設型給付費収益を含む）
	ア 施設型給付費収益
	イ 利用者負担金収益
	(2) 委託費収益
	(3) 利用者等利用料収益
	(4) 私的契約利用料収益
	(5) その他の事業収益（補助金収入・受託事業収入）
	ア 利用者支援事業
	イ 延長保育事業
	ウ 放課後児童健全育成推進事業
	エ 地域子育て支援拠点事業
	オ 一時預かり事業
	カ 病児保育事業
	キ 保育体制強化事業
	ク 地方単独事業に係る補助事業
	ケ その他補助金
	2 児童福祉事業収益
	3 経常経費寄附金収益
4 その他の収益（1～3に該当しないもの）	
II 事業活動外増減による収益	
うち、借入金利息補助金収入	
III 特別増減による収益	

【費用項目の例（保育所）】

Ⅳ サービス活動増減の部	1	人件費
	うち	役員報酬
	うち	退職給付費用
	うち	派遣職員費
	2	事業費（ア～クの合計）
	ア	給食費
	イ	保健衛生費
	ウ	保育材料費
	エ	水道光熱費
	オ	燃料費
	カ	消耗器具備品費
	キ	賃借料
	ク	その他の経費
	3	事務費（ア～ソの合計）
	ア	福利厚生費
	イ	旅費交通費
	ウ	研修研究費
	エ	事務消耗品費
	オ	印刷製本費
	カ	水道光熱費
	キ	燃料費
	ク	修繕費
	ケ	通信運搬費
	コ	業務委託費
	①	給食委託費
	②	その他の委託費（①に該当しないもの）
サ	保険料	
シ	賃借料	
ス	土地・建物賃借料	
①	土地賃借料	
②	建物賃借料	
セ	租税公課	
ソ	その他の経費	
4	減価償却費	
5	国庫補助金等特別積立金取崩額	
6	徴収不能額	
7	徴収不能引当金繰入	
8	その他の費用（1～7に該当しないもの）	
サービス活動費用計（1～8の合計）		
Ⅴ	サービス活動外増減による費用	
うち	支払利息	
Ⅵ	特別増減による費用	

学校法人

IV 教育活動支出 H	1	人件費
	うち	役員報酬
	うち	退職給付引当金繰入額・退職金
	2	管理経費（ア～セの合計）
	ア	福利費
	イ	旅費交通費
	ウ	諸会費
	エ	消耗品費
	オ	印刷製本費
	カ	光熱水費
	キ	車輜燃料費
	ク	修繕費
	ケ	通信運搬費
	コ	報酬・委託・手数料
	①	派遣委託費
	②	給食委託費
	③	その他の業務委託費
	④	業務委託費以外のもの
	サ	損害保険料
	シ	賃借料
	ス	公租公課
セ	その他経費（ア～スに該当しないもの）	
3	教育研究経費（ア～カの合計）	
ア	消耗品費	
①	給食費	
②	保健衛生費	
③	保育材料費	
④	その他（①～③に該当しないもの）	
イ	光熱水費	
ウ	車輜燃料費	
エ	減価償却額	
オ	賃借料	
カ	その他の経費（ア～オに該当しないもの）	
4	徴収不能引当金繰入額（又は徴収不能額）	
V	教育活動外支出	
うち	借入金等利息	
VI	特別支出	
うち	資産処分差額	

企業

IV 売上 原価	1	人件費
	うち	役員報酬
	うち	退職金又は退職共済掛金
	2	経費（事務費に係るもの）（ア～セの合計）
	ア	福利厚生費
	イ	旅費交通費
	ウ	研修費
	エ	消耗品費
	オ	印刷製本費
	カ	光熱水費
	キ	車輜費
	ク	修繕費
	ケ	通信運搬費
	コ	委託費
	①	派遣委託費
	②	給食委託費
	③	その他の委託費（①、②に該当しないもの）
	サ	保険料
	シ	賃借料
	①	土地
	②	建物及び建物付属設備
	③	設備器械
	④	その他の賃借料（①～③に該当しないもの）
	ス	租税公課
	セ	その他の経費（ア～スに該当しないもの）
3	経費（事業費に係るもの）（ア～オの合計）	
ア	消耗品費	
①	給食費	
②	保健衛生費	
③	保育材料費	
④	その他（①～③に該当しないもの）	
イ	光熱水費	
ウ	車輜費	
エ	賃借料	
オ	その他の経費（ア～エに該当しないもの）	
4	減価償却費	
5	その他の売上原価（1～4に該当しないもの）	
	売上原価計（1～5の合計）	
V	本部経費配賦額（事業所において負担している本部経費）	
VI	営業外費用	
1	支払利息	
2	徴収不能額	
3	その他の営業外費用（1、2に該当しないもの）	
VII	特別損失	
VIII	法人税、住民税及び事業税	

幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査 調査内容（職員給与・職員配置の状況）

給与は、月額給与と賞与を調査し、「月額給与（手当含む）＋賞与の1/12」により集計。

職員配置は、公定価格上の基準と実際の配置を比較。

【給与の例（保育所）】

職 種	平成29年3月分			平成28年度決算期		
	施設全体の 実人数	平均勤続 年数 (小数点 1位まで)	給与 (基本給+手当)	賞与・一時金		
				百万	千	円
1 施設長						
2 主任保育士						
3 保育士						
4 保育補助者（資格を有していない者）						
5 調理員						
6 栄養士（5に含まれる者を除く）						
7 看護師（保健師・助産師）、准看護師						
8 うち、保育業務従事者						
9 事務職員						
10 その他						

【職員配置の例（保育所）】

職員配置 (平成29年3月末日現在)	公定価格基準		地方単独補助 (基準)		実際の配置	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
	(小数点1位まで)	(小数点1位まで)	(小数点1位まで)	(小数点1位まで)	(小数点1位まで)	(小数点1位まで)
1 施設長	.	.	.	.	.	.
2 主任保育士	.	.	.	.	.	.
3 保育士	.	.	.	.	.	.
4 保育補助者（資格を有していない者）	.	.	.	.	.	.
5 調理員	.	.	.	.	.	.
6 栄養士（5に含まれる者を除く）	.	.	.	.	.	.
7 看護師（保健師・助産師）、准看護師	.	.	.	.	.	.
8 うち、保育業務従事者	.	.	.	.	.	.
9 事務職員	.	.	.	.	.	.
10 その他	.	.	.	.	.	.
合 計	.	.	.	.	.	.

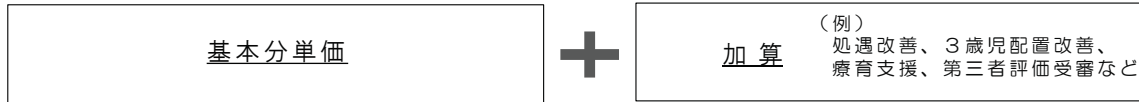
常 勤： 施設で定めた所定労働時間の全てを勤務する者。1日6時間以上月20日以上勤務する非常勤職員を含む。

非常勤： 常勤職員以外の従事者。

※ 公定価格基準の黒塗り部分：回答者に対し、負担軽減のため、記入を求めている事項

公定価格について（基本分単価と加算）

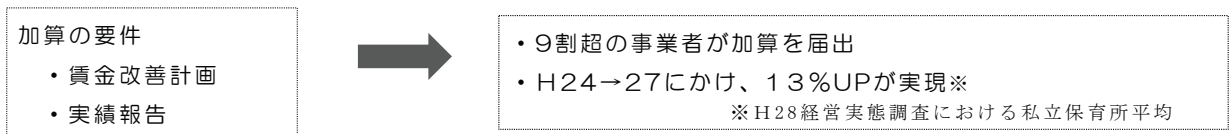
- 公定価格は、子ども1人当たり単価として設定されており、「1～3号の子どもの区分」、「定員数」、「年齢」、「施設の所在地（地域区分）」を勘案し、人件費、事業費、管理費などが、各々どの程度必要かを評価している。



- 基本分単価は、1～3号の別に設定。幼稚園の1号単価、保育所の2・3号単価、認定こども園は1号部分と2・3号部分とを分けて計算したものを合算している。

※ 単価に含まれる内容は、制度的違い等から、1号、2号、3号で若干異なるが、基本的に同水準。

- 「処遇改善等加算Ⅰ」は、職員の平均勤続年数（基礎分）、賃金改善等の取組（賃金改善要件分）に応じ加算。賃金改善要件分は、実際に職員給与が5%改善されていることが必要となっている。



5

参考：公定価格について（加算・調整）

- 1号（幼稚園）と2・3号（保育所）の加算・調整は以下のとおり。

	1号（幼稚園）	2・3号（保育所）
加算（主に人件費）	・副園長・教頭配置加算 ・3歳児配置改善加算（20：1→15：1） ・満3歳児対応加配加算（6：1） ・チーム保育加配加算 ・指導充実加配加算 ・事務負担対応加配加算 ・主幹教諭等専任加算 ・子育て支援活動費加算 ・療育支援加算 ・通園送迎加算 ・給食実施加算 ・栄養管理加算 ・処遇改善等加算Ⅰ（基礎分+賃金改善要件分（5%）） ・処遇改善等加算Ⅱ（月4万円・5千円）	・所長設置加算 ・3歳児配置改善加算（20：1→15：1） ・チーム保育推進加算 ・事務職員雇上費加算 ・入所児童処遇特別加算 ・主任保育士専任加算 ・療育支援加算 ・栄養管理加算 ・休日保育加算 ・夜間保育加算 ・処遇改善等加算Ⅰ（基礎分+賃金改善要件分（5%）） ・処遇改善等加算Ⅱ（月4万円・5千円）
加算（主に管理費）	・小学校接続加算 ・施設機能強化推進費加算 ・外部監査費加算 ・第三者評価受審加算 ・施設関係者評価加算 ・冷暖房費加算 ・除雪費加算 ・降灰除去費加算	・小学校接続加算 ・施設機能強化推進費加算 ・第三者評価受審加算 ・減価償却費加算 ・賃借料加算 ・冷暖房費加算 ・除雪費加算 ・降灰除去費加算
調整	・年齢別配置基準を下回る場合 ・定員を恒常的に超過する場合	・分園の場合 ・常態的に土曜日閉所する場合 ・定員を恒常的に超過する場合

※1 下線は、0.7兆円メニュー（処遇改善等加算Ⅰの賃金改善要件分5%のうち2%は0.3兆円超メニューで実施）

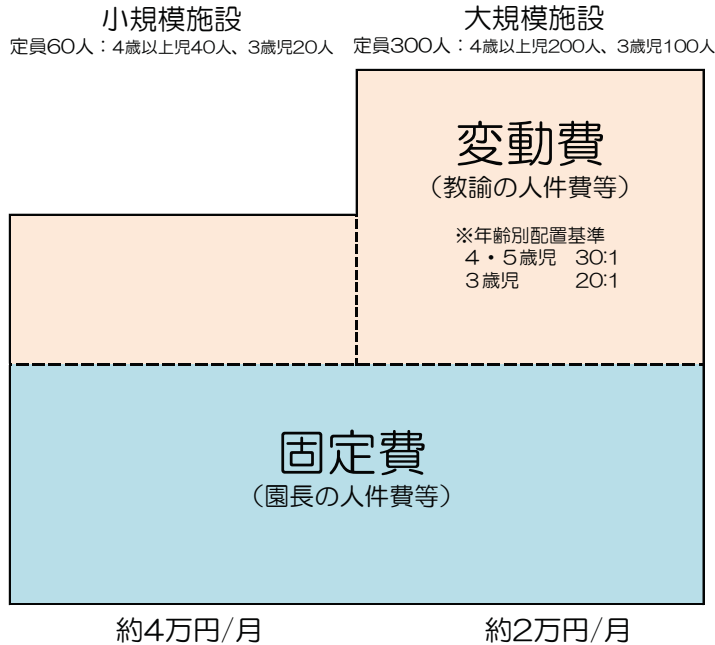
※2 なお、認定こども園・地域型保育事業所については、施設の特性によって、これと多少異なる

6

公定価格について（定員数別）

- 固定費、変動費に係る経費構造を考慮して、定員数の規模別に、基本分単価が設定される。

イメージ（幼稚園の例）



7

公定価格について（基本分単価に含まれる費用）

- 1号と2・3号の基本分単価は、各施設の制度を踏まえて一部異なるが、基本的に同水準。

(1号)

区 分	内 容
人件費	(1)常勤職員給与 ①本俸、教職調整額 ②諸手当 ③社会保険料事業主負担金等 (2)非常勤職員雇上費 ①学校医、学校歯科医、学校薬剤師手当 ②非常勤職員雇上費（講師、事務職員） ③年休代替要員費
管理費	<職員の数に比例して積算> 旅費、庁費、職員研修費、職員健康管理費、業務委託費 <子どもの数に比例して積算> 保健衛生費、減価償却費 <1施設当たりの費用として積算> 補修費、特別管理費、苦情解決対策費
事業費	<生活諸費> 一般生活費（保育材料費等）

- ・園長 1人
- ・教諭 (配置基準)
3歳児 20:1
*質の改善事項における配置基準の改善(15:1)については、実施している場合の加算として実施
4歳以上児 30:1
- ・教員のうち1人は主幹教諭として費用を算定
- ・全ての学級に専任の学級担任を配置するため、教諭（学級編制調整教諭）を1人加配（利用定員36人以上300人以下の施設）
- ・また、非常勤講師を1人加配（利用定員35人以下及び121人以上）
- ・事務職員 1人
*このほか、非常勤事務職員を1人加配（利用定員91人以上）
*質の改善事項における事務負担への対応については、非常勤2日分を基本分として追加

(2号・3号)

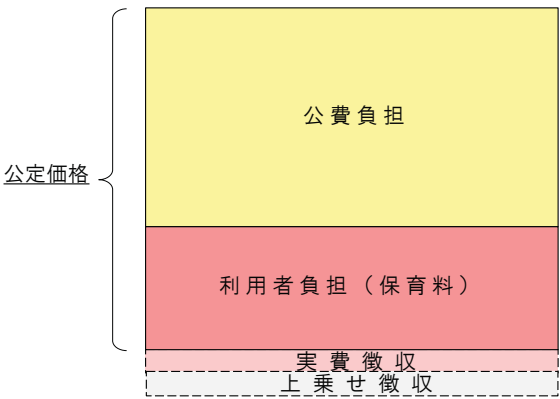
区 分	内 容
人件費	(1)常勤職員給与 ①本俸、特別給与改善費、特殊業務手当 ②諸手当 ③社会保険料事業主負担金等 (2)非常勤職員雇上費 ①嘱託医、嘱託歯科医手当 ②非常勤職員雇上費（保育士、事務職員、調理員） ③年休代替要員費 ④研修代替要員費
管理費	<職員の数に比例して積算> 旅費、庁費、職員研修費、被服費、職員健康管理費、業務省力化等勤務条件改善費 <子どもの数に比例して積算> 保健衛生費 <1施設当たりの費用として積算> 補修費、特別管理費、苦情解決対策費
事業費	<生活諸費> 一般生活費(※)（給食材料費（3歳以上児：副食費、3歳未満児：主食費、副食費）、保育材料費等） (※)3歳以上児：6,856円、3歳未満児：10,127円

- ・保育士 (配置基準)
乳児 3:1
1、2歳児 6:1
3歳児 20:1
*質の改善事項における配置基準の改善(15:1)については、実施している場合の加算として実施
4歳以上児 30:1
- ・保育士のうち1人は主任保育士として費用を算定
- ・上記の他、休けい保育士を1人加配（定員90人以下は常勤、定員91人以上は非常勤）
- ・また、保育標準時間認定の場合は、常勤保育士1人及び非常勤保育士（3時間）1人を加配
- ・調理員 2人(定員40人以下の場合は1人、定員151人以上の場合は3人(うち1人は非常勤))
- ・事務職員 1人（非常勤）

8

公定価格について（利用者負担との関係）

財政構造



- 保育料の他、実費徴収（食事提供費用、日用品・文房具等の購入費用等。要事前説明・口頭同意）がある。また、上乗せ徴収（質向上の費用。要事前説明・文書同意）が可能。
- 実費徴収については、生活保護世帯・ひとり親世帯等を対象に補足給付事業を実施。
- ・食材料費 4,500円（副食費・1号を対象）
 - ・教材費・行事費等 2,500円（1～3号を対象）

9

平成29年度における幼稚園・保育所・認定こども園等の利用者負担（月額）

教育標準時間認定の子ども (1号)		保育認定の子ども (2号：満3歳以上) (3号：満3歳未満)			
階層区分	利用者負担	利用者負担		利用者負担	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円
②市町村民税 非課税世帯 (所得割非課税世帯含む) (～約270万円)	3,000円 [0円]	6,000円 [0円]	6,000円 [0円]	9,000円 [0円]	9,000円 [0円]
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下 (～約360万円)	14,100円 [3,000円]	16,500円 [6,000円]	16,300円 [6,000円]	19,500円 [9,000円]	19,300円 [9,000円]
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下 (～約680万円)	20,500円	27,000円	26,600円	30,000円	29,600円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上 (約680万円～)	25,700円	101,000円	99,400円	104,000円	102,400円

※1 []書きは、ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯)の額。

※2 満3歳に到達した日の属する年度中の2号認定の利用者負担額は、3号認定の額を適用する。

※3 1号認定は小学3年以下の範囲、2・3号認定は小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。ただし、年収約360万円未満相当の世帯においては多子のカウントにおける年齢制限を撤廃し、年収約360万円未満相当のひとり親世帯等については2人目以降については0円とする。

※4 給付単価を限度とする。

※5 1号認定においては、平成26年度の保育料等の額が市町村が定める利用者負担額よりも低い私立幼稚園・認定こども園については、現在の水準を基に各施設で定める額とすることも認める(経過措置)。

平成29年度地方分権に関する提案募集について (子ども・子育て支援関係の一部抜粋)

平成29年11月

平成29年の地方からの提案(強制徴収)

提案	認定こども園等における保育料に対する徴収権限の強化
提案団体	大阪市 ※共同提案(福島県、小牧市)
制度の現状	
保育所(保育所型認定こども園)、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業等については、施設側が善管注意義務を果たしてもなお、保護者から保育料の支払いを受けることができなかった場合、施設側の求めに応じて、市町村が強制徴収を行うことができる仕組みとなっている。一方、学校である幼稚園、幼稚園型認定こども園には同様の規定はない。	
提案内容と理由の概要	
幼稚園型認定こども園等において、行政側の事情(税の更正や事務誤り等)により、過年度の保育料を遡及して徴収する場合、市町村が代行徴収を行うことで、利用者から平等に保育料を徴収することができるようになり、利用者間の不公平さをなくすることができる。保育料の徴収手段が確保されることで、施設の安定的な経営にも繋がり、施設側の事務負担を減らすことができる。	

平成29年の地方からの提案（市町村の関与強化）

提案	特定教育施設・保育施設における定員減少時の市町村の関与強化
提案団体	箕面市 ※共同提案（福島県、横浜市、長野市、磐田市、出雲市、北九州市）
制度の現状	
特定教育・保育施設の利用定員の変更について、定員を増加させる場合は市町村への協議を義務付けているが、定員を減少させる場合は、施設における実員が利用定員を継続的に下回る場合や、教育・保育に必要な幼稚園教諭・保育士等の確保が困難である場合など、施設によってやむを得ない理由によって定員を減少させることを想定し、3か月前の届出としている。	
提案内容と理由の概要	
市町村の責務として、子ども・子育て支援事業支援計画に教育・保育の利用定員総数を定め、提供体制を確保することが求められているが、現状では施設の設置者が施設の定員を下げるときは、3か月前までに市町村に届出をするだけでなく、市町村が関与できない状況となっている。子ども・子育て支援法第35条第2項に基づき、特定教育・保育施設の設置者が、定員を減少しようとするときに市町村長に対して行う届出を必要に応じて協議とすよう求める。	

平成29年の地方からの提案（都道府県への協議にかかる事務負担軽減）

提案	特定教育・保育施設の定員設定や定員変更を行う場合の都道府県知事への協議にかかる事務負担の軽減
提案団体	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、神戸市、関西広域連合 ※共同提案(旭川市、青森市、福島県、ひたちなか市、船橋市、横浜市、海老名市 等)
制度の現状	
都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業計画において、一定区域ごとに需要（量の見込み）と供給（確保方策）を設定し、それに基づき、幼保連携型認定こども園などの教育・保育施設の認可・認定を行っていることから、市町村が特定教育・保育施設の利用定員の設定・変更を行う際は、都道府県へ協議することになっている。	
提案内容と理由の概要	
特定教育・保育施設の利用定員の設定は、市町村が必要性を踏まえた上で行われていることから、都道府県において特段の判断を示す必要性が乏しいため、協議を届出にするよう求める。それにより事務負担の軽減につながる。	

平成29年の地方からの提案（認定事務・権限の中核市への移譲）

提案	幼保連携型以外の認定こども園の認定事務・権限の中核市への移譲
提案団体	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、関西広域連合、松山市 ※共同提案（旭川市、青森市、福島県、八王子市、長野市、豊橋市、豊田市、奈良市、姫路市、鳥取県、沖縄県 等）
制度の現状	
中核市については、幼保連携型認定こども園の認可権限と幼保連携型認定こども園以外の認定権限が一致していない ・幼保連携型認定こども園の認可権限：都道府県、政令市、中核市 ・幼保連携型認定こども園以外の認定権限：都道府県、政令市（H30年4月～）	
提案内容と理由の概要	
幼保連携型認定こども園の認可等の権限と併せて、幼保連携型以外の認定こども園の認定等の権限も移譲することで、認定こども園に係る事務について市で完結することが可能となり、事業者にとっての負担軽減や行政における事務の効率化につながる。	

平成29年の地方からの提案（放課後児童クラブ関係）

提案	放課後児童支援員に関する「従うべき基準」の廃止又は参酌基準化
提案団体	全国知事会、全国市長会、全国町村会
制度の現状	
放課後児童クラブに関しては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づき、放課後児童支援員について、支援の単位ごとに2人以上配置すること及び都道府県知事が行う研修を修了することが、「従うべき基準」とされている。	
提案内容と理由の概要	
全国的に放課後児童クラブのニーズが高まる一方で、少人数の放課後児童クラブ等における人材確保が困難となったり、研修の機会の少なから研修が受講できない等、継続的な放課後児童クラブの運営に不安を助長させている。「従うべき基準」を廃止又は参酌基準化することにより、地方の実情を踏まえた対応が取れるようにして頂きたい。	

子ども・子育て支援

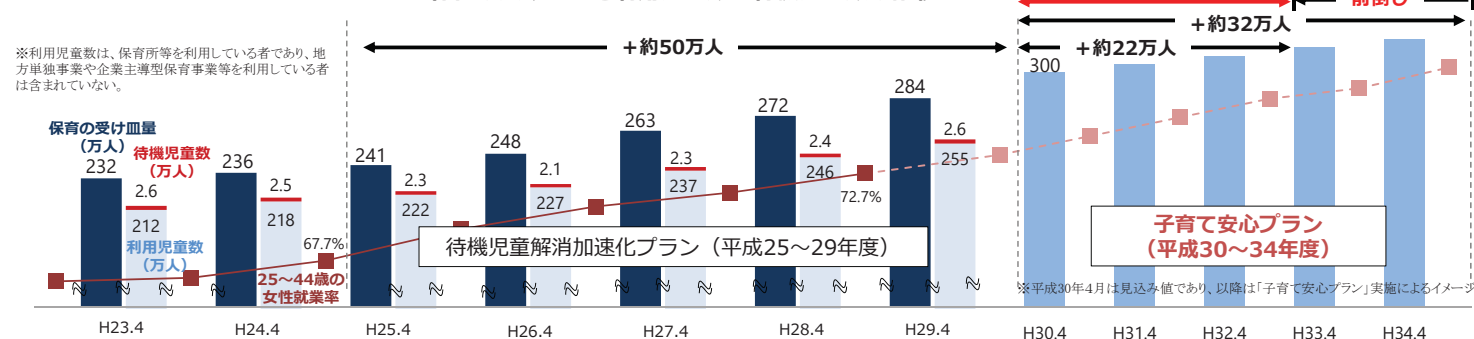
1

保育の受け皿拡大について

【論点】

- 本年6月、待機児童解消等のために、厚生労働大臣から「子育て安心プラン」が発表された。同プランにおいては、今後2～3年間で保育の受け皿を約22万人分拡大し、遅くとも平成32年度末までの3年間で待機児童を解消するとともに、女性就業率80%に対応できるよう、平成34年度末までの5年間で合計約32万人分の受け皿を拡大することとされていたところである。その後、9月の総理記者会見において、同プランを前倒しし、平成32年度までに32万人分の受け皿拡大を進めることが表明されたところである。
- 保育の受け皿拡大に伴う運営費の増分については、安定的な財源を確保していく必要がある。

保育の受け皿と利用児童数・待機児童数の推移



都市部とそれ以外の地域の待機児童数 (平成29年4月1日現在)

	利用児童数	待機児童数
7都府県・指定都市・中核市	146万人 (57%)	18,799人 (72%)
その他の道県	108万人 (43%)	7,282人 (28%)
計	255万人 (100%)	26,081人 (100%)

首都圏の待機児童数と定員充足率 (平成29年4月1日現在)

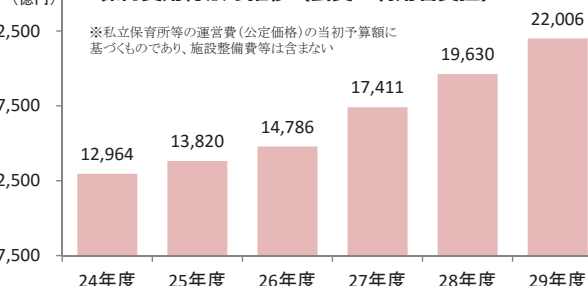
都県	待機児童数	定員充足率
東京	8,586人	97%
千葉	1,787人	95%
埼玉	1,258人	97%
神奈川	756人	99%

※7都府県は、首都圏（埼玉・千葉・東京・神奈川）、近畿圏（京都・大阪・兵庫）

※定員充足率（利用児童数÷定員）

（出所）厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ（平成29年4月1日）」、総務省「労働力調査」等

保育費用総額の推移（公費＋利用者負担）



2

事業主拠出金による子ども・子育て支援の充実

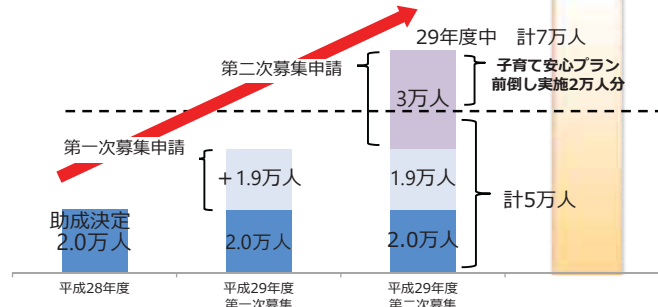
【論点】

- 保育の受け皿整備の拡充に向けて、事業主拠出金を引き上げ、企業主導型保育事業を創設（平成28年度～）。創設当初は5万人の受け皿拡大を目指していたが、申請状況を踏まえ、新たに2万人を追加し、29年度末までに7万人の受け皿を確保する予定（新たに追加した2万人は「子育て安心プラン」の前倒し実施分。内閣府集計によれば、8月の第二次募集に対してすでに申請は計7万人に到達）。制度創設以降、企業からの申請は増加傾向にあり、来年度以降に新たに取組を始めようとする企業ニーズに応え、安定的な運営のための財源を確保する必要。

- 全世代型社会保障制度の実現に向け、子ども・子育てを社会全体で支援していく仕組みの強化を図っていく中で、企業にも相応の役割を担って頂くとの観点から、事業主拠出金について、法定上限の引上げ等を進め、子ども・子育て支援の充実を検討すべきではないか。

（事業主拠出金による財源 平成28年度+0.05%（+835億円）、平成29年度+0.08%（+1,377億円））

企業主導型保育事業拡大量の推移



平成28年度助成決定の地域別定員 (人)

北海道	1021	東北	1301	関東	5343	中部	3255
近畿	3386	中国	1405	四国	1059	九州・沖縄	3514

【企業主導型保育事業の財源】

- ・ 28年度に企業が負担する拠出金率※の上限を+0.1%引上げ（0.15%→0.25%（28年度:0.2%、29年度:0.23%））

※ 厚生年金保険の被保険者を使用する事業主が負担。既存の事業主拠出金は引き続き児童手当等の財源に充当。

（参考）雇用保険料率引下げ（28年度）

・ 失業等給付	被用者分	▲0.1% (0.5%→0.4%)
	使用者分	▲0.1% (0.5%→0.4%)
・ 雇用保険二事業	使用者分のみ	▲0.05% (0.35%→0.30%)

※ 29年度に別途失業等給付に係る保険料率を引下げ
被用者分: ▲0.1% (0.4%→0.3%)、使用者分: ▲0.1% (0.4%→0.3%)

【改革の方向性】（案）

- 子ども・子育てを社会全体で支援していく仕組みの強化を図っていく中で、企業にも相応の役割を担って頂くとの観点から、事業主拠出金について、法定上限も含めた拠出金率の引上げ等を検討すべきではないか。

3

保育事業の収支状況

【論点】

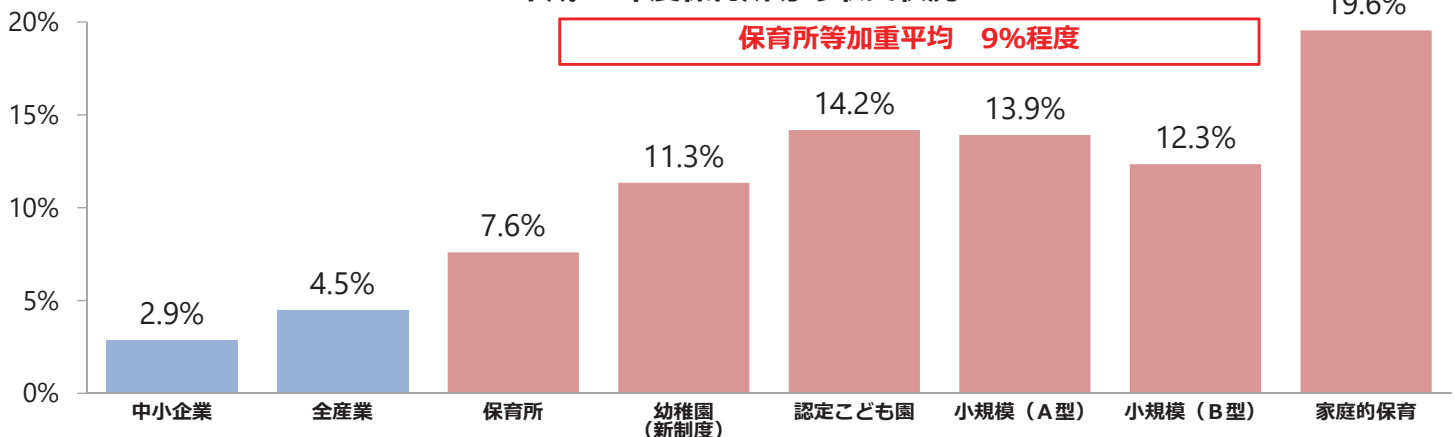
- 保育事業の運営にあたっては、事業類型・定員規模等に応じて算出された公定価格から利用者負担額を控除した額が施設型給付・委託費（＝公費）として、各事業者者に配分されている。

（「給付費」＝「公定価格」－「利用者負担額」）

- 平成28年度調査（平成29年9月公表）によれば、保育等事業者全体の平均収支差率は+9%程度となっており、一般の中小企業の利益水準の平均約3%を大幅に上回る状況。（平成29年度調査は結果集計中であり今後公表予定）

- 公費を基に運営されている中で他業種とのアンバランスが生じていないか、公費で負担している範囲は適切か、これまでの保育士の処遇改善加算が適切に人件費に反映されているのか、といった点から検証し、公定価格全体を適正化する必要があるのではないか。

平成27年度保育所等の収支状況



（出所）平成29年9月8日子ども・子育て会議（第31回）資料「平成28年度 保育所・幼稚園・認定こども園等に係る実態調査等の集計結果概要について」、経済産業省「中小企業実態基本調査」、財務省「法人企業統計」

※1 保育所等の収支差率は、（収入－支出）÷収入で算出し、いわゆる保育所等運営費以外の収支も含まれる。いずれも私立の収支差率を表す。

※2 幼稚園については、子ども・子育て支援新制度に移行した園のみ。

※3 中小企業及び全産業は、経常利益÷売上高で算出。なお、営業外利益を除き、本業で稼いだ利益に相当する営業利益を基に算出すると、中小企業は2.4%、全産業は3.7%。中小企業は平成23～27年度（全産業は平成24～28年度）の5年間のうち最大・最小値を除いた3年間の単純平均値。

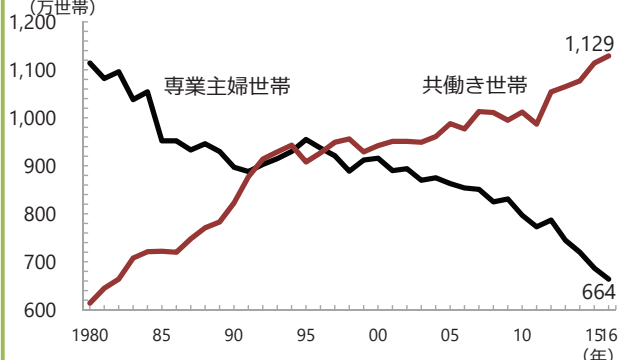
4

児童手当の見直し(所得判定基準)

【論点】

- 児童手当の制度の創設（昭和47（1972）年）時において、父親が家計を支えている世帯が多かったこと等を踏まえ、児童手当が支給されるか否かの判定基準である所得の範囲については、世帯全体の所得ではなく、世帯の中で所得が最も多い者（主たる生計者）の所得のみで判定することとされている。（本則給付の所得基準は夫婦2人の場合で年収960万円未満）
- 平成9年以降、共働き世帯数が専業主婦世帯数を上回り、足元ではほぼ倍になっている。このように制度創設時から大きな変化が生じている中、現行の仕組みについても見直す必要があるのではないかと。（参考：保育料は世帯合算の所得で判断）

専業主婦世帯と共働き世帯 1980～2016年



児童手当及び特例給付の概要

概要	対象児童数 (29年度予算)
○0～3歳未満 一律15,000円	※ 1,541万人 ※ 給付対象児童の 92%をカバー
○3歳～小学校修了まで 第1子、第2子:10,000円（第3子以降:15,000円）	
○中学生 一律10,000円	
○所得制限以上 一律5,000円（当分の間の特例給付）	127万人

児童手当の支給例（子2人（小学生1人、3歳未満1人）の例）

収入の例	児童手当支給額（月額）
世帯収入1,200万円 （夫 収入1,000万円 妻 収入 200万円）	特例給付10,000円 （小学生 5,000円 3歳未満 5,000円）
世帯収入1,200万円 （夫 収入 800万円 妻 収入 400万円）	児童手当25,000円 （小学生 10,000円 3歳未満15,000円）

（出所）独立行政法人労働政策研究・研修機構「グラフでみる長期労働統計」

（注）「専業主婦世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。「共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。なお、出所の「グラフでみる長期労働統計」において、妻が非農林業雇用者で、夫が非就業者の世帯の集計結果は公表されていない。

【改革の方向性】（案）

- 児童手当の所得制限について、足元の状況変化等を踏まえ、「主たる生計者」のみの所得で判断するのではなく、保育料と同様、世帯合算で判断する仕組みに変更すべきではないかと。

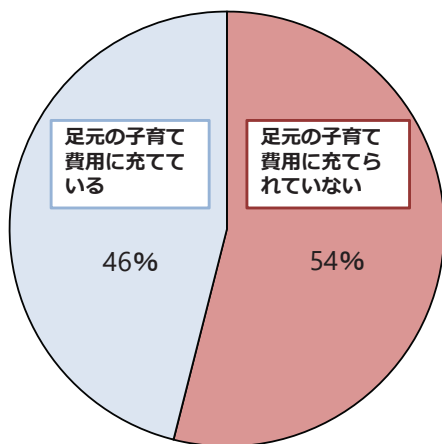
5

児童手当の見直し(特例給付)

【論点】

- 児童手当の所得制限（夫婦2人の場合で年収960万円未満）を超える者に対しては、「当分の間」の措置として、月額5千円の「特例給付」が支給されている。（平成29年度予算 国費490億円、公費734億円、そのほか公務員分で26億円）
- 全世代型社会保障の実現に向け、子ども・子育て分野の充実・強化を図る中においても、効果的・効率的な支援とするためには、現行の施策についても、分野内における優先順位付けも含め、必要に応じた見直しを検討すべきである。

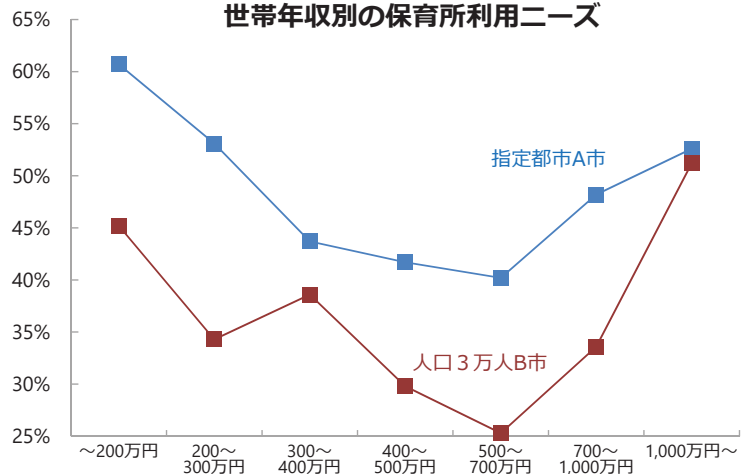
特例給付の用途別使用金額の構成比



（出所）厚生労働省「平成24年児童手当の用途等に係る調査」

（注）「足元の子育て費用に充てている」とは、子どもの生活費、子どもの教育費、子どものおこづかい等に充てている金額を合計したもの。
「足元の子育て費用に充てられていない」とは、日常生活費や貯蓄・保険料等に充てている金額を合計したもの。

世帯年収別の保育所利用二一ス



（注）市町村子ども・子育て支援事業計画策定のために、自治体において、子育て世帯に対して二一ス調査（平成25年調査）を行っており、その調査結果報告書を基に作成したもの。現在、保育所を利用している、利用していないにかかわらず、定期的に利用したいと考える事業として保育所と回答した世帯年収別の割合。

【改革の方向性】（案）

- 児童手当の所得制限を超える者に対しては「当分の間」の措置として特例給付が支給されているが、効果的・効率的な支援とするため、廃止を含めた見直しを行うべきではないかと。

6

児童手当制度の概要

平成29年4月20日
財政制度等審議会
財政制度分科会提出資料

制度の目的	○家庭等の生活の安定に寄与する ○次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する					
支給対象	○中学校修了までの国内に住所を有する児童 (15歳に到達後の最初の年度末まで)		所得制限 (夫婦と児童2人)	○所得限度額（年収ベース） ・960万円未満		
手当月額	○0～3歳未満　一律15,000円 ○3歳～小学校修了まで ・第1子、第2子:10,000円（第3子以降:15,000円） ○中学生　一律10000円 ○所得制限以上　一律5,000円（当分の間の特例給付）		受給資格者	○監護生計要件を満たす父母等 ○児童が施設に入所している場合は施設の設置者等		
			実施主体	○市区町村(法定受託事務) ※公務員は所属庁で実施		
			支払期月	○毎年2月、6月及び10月（各前月までの分を支払）		
費用負担	○ 児童手当等の財源については、国、地方(都道府県、市区町村)、事業主拠出金で構成されている。 事業主拠出金の額は、標準報酬月額及び標準賞与額を基準として、拠出金率（2.3/1000）を乗じて得た額。					
	0歳～3歳未満	特例給付 (所得制限以上)	被用者		非被用者	公務員
			国 2/3 地方 1/3		国 2/3 地方 1/3	所属庁 10/10
	3歳～ 中学校修了前	特例給付 (所得制限以上)	事業主 7/15 国 16/45 地方 8/45		国 2/3 地方 1/3	所属庁 10/10
国 2/3 地方 1/3			国 2/3 地方 1/3	所属庁 10/10		
財源内訳 (29年度予算)	〔給付総額〕 2兆1,985億円（内訳）国負担分：1兆2,175億円（1兆2,320億円）うち特例給付 490億円 (2兆2,216億円) 地方負担分：6,087億円（6,160億円）うち特例給付 245億円 事業主負担分：1,832億円（1,835億円） ※（ ）内は28年度予算額 公務員分：1,891億円（1,902億円）うち特例給付 26億円					
その他	○保育料は手当から直接徴収が可能、学校給食費等は本人の同意により手当から納付することが可能 (いずれも市町村が実施するかを判断)					

●児童手当法の一部を改正する法律（平成24年法律第24号）附則
(検討)

第2条 政府は、速やかに、子育て支援に係る財政上又は税制上の措置等について、この法律による改正後の児童手当法に規定する児童手当の支給並びに所得税並びに道府県民税及び市町村民税に係る扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。
2 この法律による改正後の児童手当法附則第二条第一項の給付の在り方について、前項の結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

平成30年度における私立幼稚園の 子ども・子育て支援新制度への移行状況について

1. 平成30年度における新制度への移行状況（累積）

- 今般、平成30年度における私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行の意向に関する調査を実施（調査結果及び調査概要については、4～5ページを参照）。
- その調査結果に、これまでの移行実績を加えると、平成30年度における新制度への移行状況（累積）は、以下のとおりとなる見込み。

（対象園数 7,892 園）

1. 平成30年度までに新制度に移行（移行する方向で検討中を含む）	3,512園 （前年度+581園）	44.5 % （前年度+8.1%）
① 認定こども園となって移行	2,351園	29.8%
幼保連携型認定こども園	1,411園	17.9%
幼稚園型認定こども園	928園	11.8%
施設の種類については検討中	12園	0.2%
② 幼稚園のまま移行	1,116園	14.1%
③ 幼稚園のままか、認定こども園として移行するか検討中	45園	0.6%
2. 平成31年度以降に移行を検討・判断	3,301園	41.8%
① 平成31年度以降、新制度へ移行（移行する方向で検討中を含む）	486園	6.1%
② 状況により判断	2815園	35.7%
3. 将来的にも移行する予定はない	1,067園	13.5%
4. 無回答	12園	0.2%

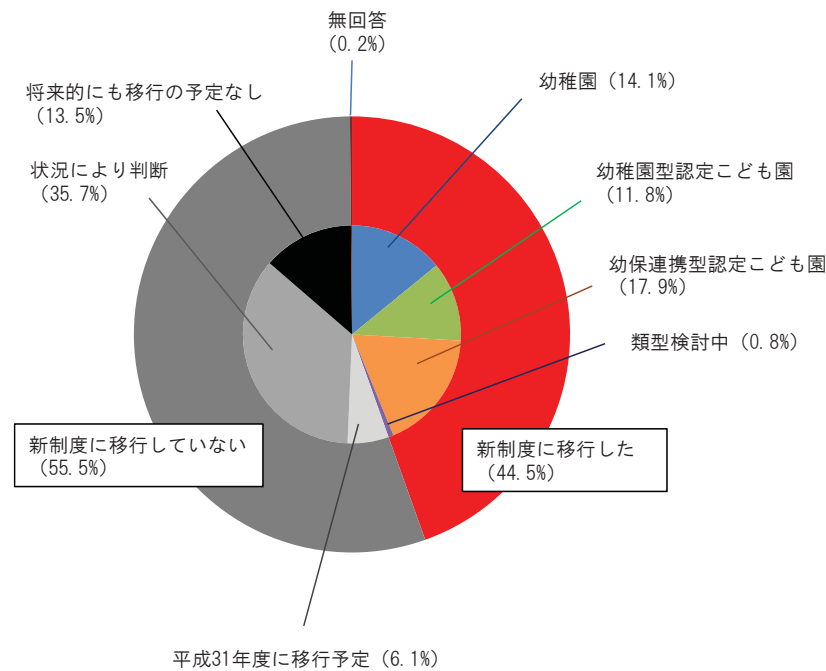
（注1）上記園数には、平成27年4月1日以降に新設された園を含み、廃園となった園及び廃園に準ずる形での休園となっている園等を除く。

（注2）平成30年度に移行を予定している園は586園だが、既に移行済の園のうち5園が休園となっているため、前年度比は+581園となっている。

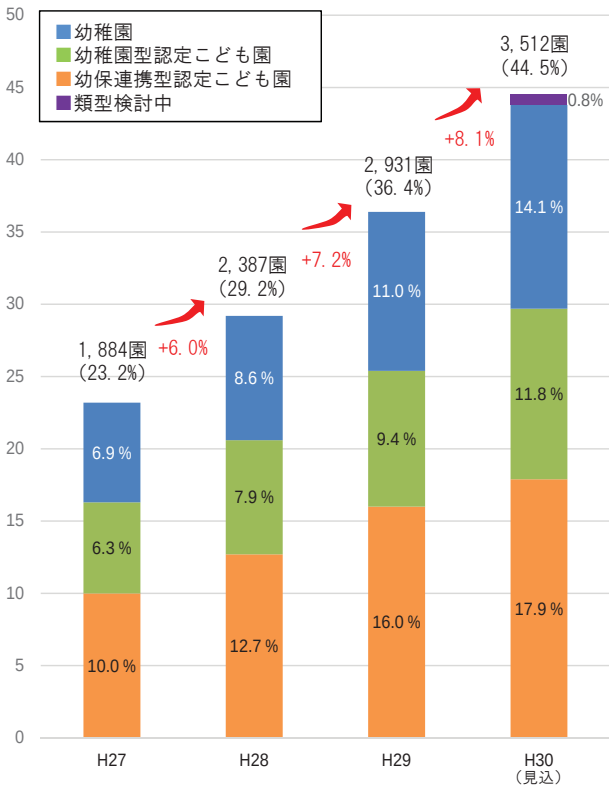
（注3）四捨五入により合計が一致しないことがある。

(参考1) 平成30年度における移行状況の内訳及び移行状況の推移

〈平成30年度における移行状況の内訳（予定）〉



〈移行状況の推移〉



(参考3) 平成30年度私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行に関する意向調査の結果概要

①平成29年度までに新制度に移行していない私立幼稚園の今後の意向 (対象園数 4,966 園)

1. 平成30年度に新制度に移行（移行する方向で検討中を含む）	586 園
① 認定こども園となって移行	305 園
（ア） 幼保連携型認定こども園	124 園
（イ） 幼稚園型認定こども園	169 園
（ウ） 類型は検討中	12 園
② 幼稚園のまま移行	236 園
③ どちらで移行するか検討中	45 園
2. 平成31年度以降に移行を検討・判断	3,301 園
① 平成31年度以降、新制度に移行（移行する方向で検討中を含む）	486 園
（ア） 新制度に移行	224 園
（イ） 新制度に移行する方向で検討中	262 園
② 状況により判断	2,815 園
3. 将来的にも新制度に移行する予定はない	1,067 園
4. 無回答	12 園

＜調査概要＞

調査趣旨： 国における平成30年度予算案の検討等のため、新制度に移行していない私立幼稚園の移行の見込みを把握する。

調査項目： ①平成30年度/平成31年度以降における新制度への移行の意向
②平成30年度に移行予定の園の移行後の施設類型
③新制度に移行する際の懸念点 等

調査対象： 新制度に移行していない全ての私立幼稚園

調査方法： 各都道府県・市区町村を經由し、各事業者回答を依頼。各市区町村・都道府県がとりまとめ、国に提出。

回収率： 98.2%

②新制度への移行に関して園側が懸案と考えている点

（「平成31年度以降、新制度に移行するか状況により判断」を選択した園の回答（複数回答可））

（対象園数 2,815 園）

新制度の仕組みが十分に理解できない	1,023 園	36.3 %
市区町村との関係構築に不安がある	620 園	22.0 %
保護者の理解が得られるか不安である	1,180 園	41.9 %
応諾義務や利用調整の取り扱いに不安がある	1,626 園	57.8 %
所得に応じた保育料になるなどの利用者負担の仕組みに不安がある	1,202 園	42.7 %
施設の収入の面で不安である	1,512 園	53.7 %
新制度への移行に伴う事務の変更や負担増大等に不安がある	2,095 園	74.4 %
その他	645 園	22.9 %

※その他の主な事項

- ・ 私学としての伝統・独自性、建学の精神、質の高い教育内容を維持できるか不安である
- ・ 認定こども園への移行に伴う施設整備や人材の確保について不安である
- ・ 個人立の幼稚園であり、新制度への移行の条件とされている法人化が困難である

2. 新制度への円滑移行に向けた対応

- 文部科学省においては、内閣府等と連携しつつ、移行を希望する園が円滑に移行できるよう環境整備を行うこととしており、園が有する懸案事項を踏まえ、これまで、以下の対応等を実施してきたところ。
- このような対応により、円滑な移行に向けた環境を整えてきたが、依然として、新制度の仕組みや事務負担、収入等に関する不安を有している園があるのが現状。このため、引き続き、様々な機会を活用して新制度全般やこれまでの対応等に関する周知を行うとともに、事業者・地方公共団体の意見・要望を丁寧に向いながら、事務処理の簡素化を含め、必要な制度・運用の改善等に努めていく。

〈これまでの主な対応〉

1. 収入面での不安への対応

- （1）大規模園における加算の充実（チーム保育加配加算の上限緩和等）
- （2）公定価格試算ソフトの改善（簡素化）
- （3）一時預かり事業（幼稚園型）に係る補助単価増（長時間・長期休業中）

2. 事務負担への対応

- （1）移行準備に係る事務経費の補助制度の創設
- （2）大規模園における事務職員配置の充実
- （3）公定価格の加算認定に関する統一様式の作成

3. 人材不足への対応

- （1）国家公務員給与改定に伴う人件費の引上げ（+1.9（H27補正）、+1.3%（H28補正））
- （2）更なる処遇改善の推進（+2%、+月4万円・5千円）
- （3）一時預かり事業（幼稚園型）に係る職員配置要件の柔軟化

4. 事業者・地方公共団体への周知等

新制度全般や制度・運用の改善等に係る周知、意見交換等の実施

委員提出資料

目 次

○ 柏女委員提出資料	・ ・ ・ P. 1
○ 駒崎委員提出資料	・ ・ ・ P. 3
○ 坪井委員提出資料	・ ・ ・ P. 9
○ 木村委員提出資料	・ ・ ・ P. 10
○ 廣島委員提出資料	・ ・ ・ P. 13

内閣府子ども・子育て会議(第 32 回)意見

2017 年 11 月 7 日 柏女 霊峰(淑徳大学)

1. 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を、子ども・計画に盛り込むよう各自治体に促すことが必要。

現在、各都道府県、市区町村においては、子ども・子育て支援事業計画、同支援計画の間見直しが進められている。また、第 1 期障害児福祉計画の策定に向けた検討も進められている。

計画策定に当たっての政府の告示「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」には、「障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備」として、「都道府県及び市町村は、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズについて、障害児通所支援等を利用する障害児の保護者に調査を行う等により把握し、都道府県及び市町村において利用ニーズを満たせる定量的な目標を示した上で、子ども・子育て支援等の利用を希望する障害児が希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障害児の受入れの体制整備を行うものとする。」と記載されている。

しかしながら、多くの市区町村においては、児童発達支援事業等障害児に固有の専門的支援サービスの確保については定量的な目標を設定しているが、特定教育・保育施設や放課後児童クラブ等に対する障害児の利用ニーズの調査や定量的な目標数値の設定はあまり行われていない。私が参画している自治体ではそうした利用ニーズについて調査を行ってもらっているが、その結果、特定教育・保育施設、放課後児童クラブの新たな利用希望や医療的ケア児の通所希望などが健在化している。

障害の有無にかかわらず児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するためには、子育て支援施策と障害児支援施策との緊密な連携が必要である。国は、市区町村に対し、特定教育・保育施設等の障害児の受入れをはじめとした子育て支援施策と障害児支援施策とが連携した取組について、子ども・子育て支援事業計画や障害児福祉計画に、しっかりと盛り込むよう働きかけることを希望する。

2. 放課後児童クラブ設備・運営基準における「従うべき基準」廃止を危惧する。

現在、放課後児童クラブの設備・運営基準の放課後児童支援員等の職員の配置基準と研修受講要件は基準で唯一の「従うべき基準」とされているが、平成 29 年度地方分権に関する地方からの提案では、それを廃止するか参酌基準化する提案がなされている。

放課後児童クラブは、「子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう

に、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、子どもの健全な育成を図ることを目的とする」(放課後児童クラブ設備・運営基準)子どもの育成支援のための事業である。また、放課後児童クラブは小学校低学年の子どもが親と離れて学校より長時間生活する場所であり、それゆえ、子ども・子育て支援制度検討時には放課後指導給付(仮称)として、施設と同等の扱いにすることも検討された経緯がある。つまり、子どもの成長と権利擁護に重要な役割・機能を果たす生活の場であり、その基準は、改正児童福祉法に規定する「子どもの最善の利益」に叶うものでなければならない。

そのため、「年齢や発達状況が異なる子どもを同時にかつ継続的に育成支援を行う必要があること、安全面での管理が必要であること等から」(放課後児童クラブ運営指針)、支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員を置くこととされたのである。つまり、同学年一斉授業が基本、かつ、教員休業日には校長、教頭の代理授業が可能といった学校とは異なり、独自の配慮が必要とされているのである。このことは子どもの安全、安心の確保、遊びと生活を通した子どもの育成支援に必須の事項であり、地域の実情に応じて柔軟に取り組むような事項などではなく、子どもの人権擁護のための全国統一事項といってよい。

放課後児童健全育成事業は、その性格から言って施設と同等に考えるべき活動であり、その事業のなかの子どもの安心・安全の確保、効果的な育成支援の根幹である支援員の人数と資格要件を「従うべき基準」から除外すべきという提案は、児童福祉法の理念に反するものといわざるを得ない。慎重な検討を願っている。

以上

2017 年 11 月 7 日
子ども・子育て会議 御中

NPO 法人 全国小規模保育協議会 理事長
(財) 日本病児保育協会 理事長
日本医療的ケア児者支援協議会 事務局長
認定 NPO 法人フローレンス 代表理事
駒崎弘樹

意見書

◎財務省の「保育所は儲かっているから公定価格を削れ」という指摘は不当

- ・ 先日、以下のような報道を見て、非常に大きな憤りを覚えました

■ 保育所 2 万人分整備 財務省、来年度にも補助金転用 日経新聞

<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO22594710T21C17A0MM8000/>

財務省は 25 日の財政制度等審議会（財制審）でこうした方針を示す。保育の受け皿整備には、18 年度から 20 年度までで 3 千億円規模の公費が必要になる見込み。国と自治体は保育施設を運営する事業者などに 17 年度で約 1.5 兆円を支出している。

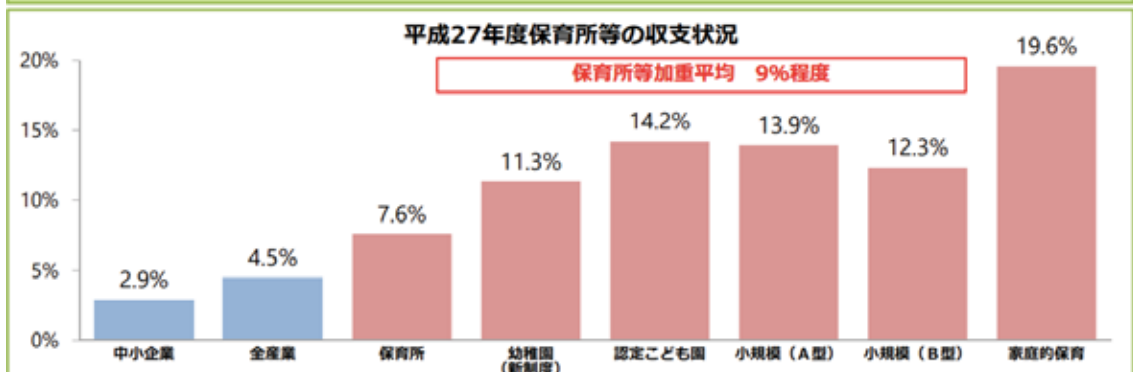
保育事業者の利益率は全産業平均より高めのため、財務省は一部補助をやめても事業者の経営に大きな支障は出ないと判断した。人件費補助はこれまで通り続け、施設運営費の補助を削減する。

- ・ 財務省側の言い分を簡単にまとめると（１）経営実態調査をしたら、保育所の**利益率が高かった**（２）だから、保育所の補助（公定価格）を削って、新規の保育所開設に使おう ということになります
- ・ 財政審議会の資料は[WEB 上にアップされている](#)ので、当該シートを抜粋します。

保育事業の収支状況

【論点】

- 保育事業の運営にあたっては、事業類型・定員規模等に応じて算出された公定価格から利用者負担額を控除した額が施設型給付・委託費（＝公費）として、各事業者に配分されている。
（「給付費」＝「公定価格」－「利用者負担額」）
- 平成28年度調査（平成29年9月公表）によれば、保育等事業者全体の平均収支差率は＋9％程度となっており、一般の中小企業の利益水準の平均約3％を大幅に上回る状況。（平成29年度調査は結果集計中であり今後公表予定）
- 公費を基に運営されている中で他業種とのアンバランスが生じていないか、公費で負担している範囲は適切か、これまでの保育士の処遇改善加算が適切に人件費に反映されているのか、といった点から検証し、公定価格全体を適正化する必要があるのではないか。



- ・ 確かに、このシートを見ると、一見保育所は他の産業と比べて儲かっているような印象を与えますが、非常に悪質なミスリードです。

【財務省のトリック (1) わざと率で出す】

- ・ このシートの縦軸ですが、利益「率」であることに注目して頂きたいです。利益「額」ではありません。
- ・ 例えば、全産業の企業売上高から割り出した、企業の一社あたり平均売上は 6937 万円 です。（出典：中小企業白書概要 http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/H28/PDF/h28_pdf_mokujityuuGaiyou.pdf）そこに、財務省提出のシートにある利益率である 4.5%を掛けてみましょう。すると、利益額は312 万円です。

- 一方で、保育園業界、例えば一番利益率の高いとされる、家庭的保育（保育ママ）を比べてみましょう。[家庭的保育の平均売上](#)（保育の場合「収益」ですが便宜上この表現を使います）は、969万4000円です。利益率は19.6%です。すると、利益額は約190万円。全産業平均の利益額よりも、小さくなります。
- 次に利益率が高いとされる小規模保育を見てみましょう。[小規模保育の平均収益](#)（売上）は3242万円。それに利益率の13.9%を掛けます。すると、利益額は約450万円。額で見ると、全産業平均とほぼ同じような額です。さらに、小規模保育の場合、子ども一人あたりの補助は、だいたい約200万円/年ですから、2.25人かけると赤字に陥ります。かなり脆弱な財務構造です。（出典：公定価格表 <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/setsumeikai/h290314/pdf/s2-1.pdf>）
- これで本当に「儲かっているから補助金削れ」と言えるのでしょうか。悪質なミスリーディングとしか思えません。

【財務省のトリック（2）初期補助の期ずれ】

- このデータは2015年度ですが、保育所というのは基本的には4月開園です。そうすると、改装したり、保育士を揃えたり、備品を買ったり、という初期費用というのは14年度に計上されます。15年度は子ども子育て新制度が開始した年なので、多くの園が開園しました。
- 費用は前年度に出ますが、補助収入は15年度に入ってきます。よって、小規模保育であれば、初期補助である数千万円が収入で入って、費用は15年度ではなく前年度に計上されるので、見かけ上利益率が高くなります。
- もちろん3月締めではない団体や企業は、支出と収入を合わせられますし、各園ごとの会計ルールに違いはあるので全てとは言えませんが、保育園経営者の的には、期ずれは比較的一般的な話です。

【財務省のトリック (3) 修繕積立等の無視】

- ・ 保育園は、毎日子どもたちが元気に遊びまわるので、消耗が激しいです。安全にも関わるので、壊れたり傷ついたりしているのを、放置もできません。
- ・ よって、数年に一度、修繕を行います。そのために、出た利益から修繕用に積立
てておきます。
- ・ こうした積立金も経営実態調査的には利益にカウントされます。(退職金積立や
大きめの備品購入のための積立等も同様)
- ・ こうしたことを加味すると、保育所の運営は一般企業よりもローリスクではあり
ますが、ハイリターンとは全く言えません。
- ・ よって、財務省の行った提言は、良く言うなら的外れ、悪くいうならひどいミス
リードと言えるでしょう。

【まとめ】

- ・ 保育所は（規模の小ささ等もあり）利益「率」は高く出るが、利益「額」は決して高
すぎるわけではない
- ・ また、経営実態調査等の政府調査ものは、期ずれや積立金等を反映していない
- ・ よって、財務省の提案は不当である
- ・ さらに、補助金を削れば、事業者の参入・継続意欲が薄れ、足りない保育園はもっと
足りなくなり、待機児童問題を悪化させるため、中長期的に見ると税収においてもマイ
ナスということになります。

- ・こうした財務省の姿勢に、断固として抗議したいと思います。

◎居宅訪問型保育における不当な「日割り」規定を撤廃してください



- 地域型保育の中に居宅訪問型保育という、医療的ケア児など、集団保育を受けられない子ども達をマンツーマンで保育する制度があります
- その居宅訪問型保育について、内閣府が発出した **Q&A** が「保育を提供していない日は日割りとする」という記載があり、これが非常に大きな問題を抱えています

問題1：なぜ健常児の保育園では「日割り」という概念がないのに、障害児だけ差別されるのか)

- 子ども子育て新制度における認可保育所や小規模認可保育所、家庭的保育など、居宅訪問型以外の全ての類型には「日割り」という概念がありません
- なぜ、主に障害児を預かる居宅訪問型保育だけが、日割りされないといけないのでしょうか？
- これは、平成25年に制定された、障害者差別解消法に抵触する可能性があります

問題２：何の議論もされずに Q&A が発出されている

- 公定価格という事業にとって非常に重要な要素を、子ども子育て会議において何の議論も経ずに決めています
- 十分に官民で話し合った形跡もなく、事業者へのヒアリングも何もない中で、単に内閣府部内だけで決定的に重要なルールが決められているのは、全くもって不当です

問題３：医療的ケア児の障害や病気への配慮がない

- 医療的ケア児は、医療的デバイスとともに生きる子ども達です。元々病弱なため、障害の進行や回復のため、しばしば手術等を行うため、休みがちになります
 - また、最初は週３から保育を始め、徐々に慣らして行って、増やして行く、ということも普通に行われます
 - 一方で、保育者は重度の障害児である医療的ケアのできる保育士を採用せねばならず、例え週４の保育提供であっても、週５のフルタイム採用を行います
 - 主に医療的ケア児の保育のための制度にも関わらず、こうした医ケア児の障害や病気への理解が決定的に欠落している「日割り」という概念を持ち込むのは、全くもって誤りです
- 自治体向け Q&A 2 4 3 自体を削除して頂きたいと思います

以上

公定価格引き下げの動き（財務省による）に対して

全日本私立幼稚園連合会

政策委員長 坪井久也

新制度移行園（施設）について、国は経営実態調査（平成２７年度分および平成２８年度分）を実施し、平成２７年度分調査の結果、一般企業を大幅に上回る収支を確保している状況であり、公定価格の引き下げを検討すべきでないかと新聞等で報じられている。

しかし、この調査および分析には次のような問題点があります。

- 1 平成２７年度の経営実態調査は、私立幼稚園からの移行率が低く（２３％）、また、調査に対する有効回答数も少なく、しかも、地方の小規模園の移行が多く、大都市圏を中心に大規模園があまり含まれていないので、幼稚園や認定こども園全体の数字とは言いがたい。
- 2 私立幼稚園は従来の私学助成の経常費補助を受けての経営では、保育料を含めても少ない収入の中で、支出も収入にあわせ少ない支出で経営せざるを得ない状況でした。平成２７年度の移行で、収入面ではどのくらい増加するのか確信が持てない中、支出面では処遇改善を義務付けられた人件費以外は、本来は教育環境の充実などに当てるべきであったが、収入面に不安があったため諸経費や機器備品などの設備関係経費を抑えざるを得なかった。その結果、平成２７年度収支状況はかなり高い数字が確保されました。新制度移行後、特に１年目はイレギュラーな数字が出やすく、２～３年程度経過するまでは収支状況の正確な把握は難しいと考えます。
- 3 学校法人由来の認定こども園は学校法人会計により会計処理をしており、学校法人会計独特の処理について、国の収支状況分析において社会福祉法人会計と分けて適正に分析・評価すべきである。
- 4 私立幼稚園や私立幼稚園由来の認定こども園は、施設整備補助金額では私立保育所との補助金格差があり、施設整備（園舎の建替え、大規模改築）においては、相当多額な自己資金を確保しておかないと建替えができません。そのため、通常の減価償却費分のほか、公定価格の１号児の基本分単価や２・３号児の減価償却費加算分を毎年、積み立てておく必要があります。収支差額４～５％分に相当する分は、保育所よりも余計に確保しなければならないと考えます。

意見書

一般社団法人 全国認定こども園連絡協議会
会長 木村 義恭

待機児童対策という量の拡充と保育の質の向上はセットで進めなければならないと常に本会では考えております。その中で今回実施される各取り組みについて特段のご配慮を要望致します。

◎「子育て安心プラン」に基づく一時預かり事業（幼稚園型）による2歳児受入れや幼稚園における長時間預かり運営費支援事業による0～2歳児受入れ受け入れ要件について

待機児童解消の向けて多くの幼稚園で未満児を受け入れ寄与されていることに感謝申し上げます。

その際幼稚園における0歳児から2歳児受け入れ要件は認可保育所や認定こども園における条件と最低でも同等にしなければ質の担保は保証されません。まして子ども子育て会議において幼保連携型認定こども園は幼稚園と保育所のいずれか高い基準を用いることになっており、それは質の向上や安心・安全を担保とするものだとして認識しております。また認定こども園は直接契約であっても利用調整が掛かっています。幼稚園における2歳児受け入れにおいて利用調整が掛からない場合は認定こども園においても同様の対応が必要です。

更に運営費・施設整備に公費が投下される現状から、受け入れ基準は認可保育所および認定こども園と同様とすることの徹底や、企業主導型保育事業であっても毎年の監査は義務づけられていることから完全実施、また本事業は待機児童がいない地域においてはこれを実施出来ないなどを周知徹底をはかるなどしなければ認定こども園の普及はおろか基準や規制もバラバラになる恐れがあります。

◎「技能・経験に応じた追加的な処遇改善」の研修要件に関する詳細の明確化

『技能・経験に応じた追加的な処遇改善（処遇改善等加算Ⅱ）に関するよくあるご質問への回答』の内

「問 23 平成29年度から新たにキャリアアップ研修がはじまる」とのことですが、誰でも受講できるのでしょうか。

（答）保育園や地域型保育事業所等において、他の保育士に助言や指導するリーダー的な役割を担うことを希望する方であれば、誰でも受講することができます。」

「問 24（答）に「過去に受講した研修内容が、新たなキャリアアップ研修の内容に相当するものであると実施主体である都道府県から認められる場合」には、改めて新たなキャリアアップ研修を受講する必要はありません。」とあります。

今現在として「どの様な団体が行うどの研修が対象になるのか、該当する研修は明確に表

記があるのか、都道府県ごとに差違はあるのか、研修時間の積み上げ方法はどの様に行うのか」等が、具体的になっていないことでの不安感や混乱が起きております。

都道府県ごとに差違があった場合には、不整合や不公平感を生み出すことになる事も想定されますので、公平性の担保を目的とした要項や、詳細までは3府省が責任を持って決定し、出来る限り早い段階で発出いただきたいと考えます。

◎ 財政健全化の物差し以外で

平成 29 年 5 月 25 日 財政制度等審議会・財政制度分科会は、財政健全化目標の達成に向けて策定された「経済・財政再生計画」の着実な実施に向けた基本的考え方を建議として取りまとめ、建議では 21 世紀前半に高齢化率が上昇することに違いはなく、高齢化による社会保障費の増大、少子化による支え手の減少という厳しい現実是不変ならず、これらの実態に目をそむけず、財政の持続可能性の改善に着実に取り組んでいく必要がある。その為には「PB 黒字化」を実現した上で、利払い費も含めて、我々が享受した受益に対するコストを、税収等でどの程度賄うことができているかを表す「財政収支」に着目した財政運営を目指さなければならない。財政制度等審議会としても、2019 年 10 月の確実な消費税率の引上げとともに、「II. 主要分野において取り組むべき事項」で、歳出改革を通じた財政健全化の更なる推進によって、この好循環の実現への提言を続けていくことが述べられています。このことから 2017/10/23 日本経済新聞の記事では

「財務省は保育の受け皿整備のため、既存の補助金を転用する。2018 年度にも保育施設を運営する社会福祉法人などへの補助金 200 億円を減額し、最大 2 万人分の受け皿を整備する。政府は 20 年度末までに 32 万人分の整備を進めるとしており、企業の追加負担も求める方向だ。予算の効率化で待機児童解消につなげる。財務省は 25 日の財政制度等審議会（財制審）でこうした方針を示す。保育の受け皿整備には、18 年度から 20 年度までで 3 千億円規模の公費が必要になる見込み。国と自治体は保育施設を運営する事業者などに 17 年度で約 1.5 兆円を支出している。

保育事業者の利益率は全産業平均より高めのため、財務省は一部補助をやめても事業者の経営に大きな支障は出ないと判断した。人件費補助はこれまで通り続け、施設運営費の補助を削減する。

ただ補助金の減額だけでは必要額に足りず、財務省は企業の拠出金引き上げも提案する。すでに保育所整備で企業が負担する「事業主拠出金」は 18 年度予算編成で従業員の賃金の 0.23% から法定上限の 0.25% へ引き上げる方向で調整中。法改正による法定上限引き上げも検討する。財務省は 25 日の財政制度等審議会分科会で、保育の受け皿整備のため、2018 年度にも保育施設を運営する社会福祉法人などへの補助金 200 億円を減額し、最大 2 万人分の保育の受け皿を整備する方針を示す。」

この記事に関して、本年度の経営実態調査の結果を基に、今後の予算編成で検討してゆく内容であるとは考えますが、今回の調査において率で計算することは適切で無い事は火を

見るより明らかで有り、待機児童の有無や定員の充足率などの条件などにより利益率が低い又は、赤字の園もある中で給付額や補助金等を減額をするべきではないと考える。また会計制度がバラバラであり、また上乗せ徴収を外し、公費のみで検討すべきであり調査項目の精査が必要である。

◎ 三府省連携体制について

平成 27 年度より子ども子育て支援法が本格実施され、当時は頻繁に三府省が連携を図り法律や過去の事例等の検証を行い円滑な実施に向けた取り組みが行われておりました。昨今の子ども子育て支援制度の方向性を見ていると、例えば「技能・経験に応じた追加的な処遇改善」の研修要件や 2 歳児や未満児さんの幼稚園受け入れ等をとってみても以前のように三府省が連絡を密に取り協議を重ねているようには受け取ることが出来ない部分が多くこの制度は、三府省が十分に協議を行い調整する事で、進んでいるものと認識しているが、今現在どの程度のスパンで三府省が揃っての協議を行い、情報の共有、調整を行っているのかお聞かせ願いたい。

予算獲得の大変厳しい時期だからこそ、前出の財務省に関する記事は「火の無いところに煙は立たない」という見地からも、三府省が連絡を密にし、調整を行う事が非常に重要と考えます。

◎ 企業主導型に多子世帯軽減策について

施設型給付を受ける施設および私学助成を受ける施設に通う乳幼児に対して基準は異なるが多子世帯軽減策が実施されており利用者の保護者も大変感謝しております。

その中平成 28 年度より実施されている企業主導型保育事業においては多子軽減対策一つもありません。その為 2020 年に幼児教育の無償化を目指す場合、企業主導型保育事業においても低所得者の場合は無償化に該当するのか、また平成 30 年度より施設の区分ではなく子どもを対象として多子世帯軽減対策となるよう強く要望致します。

◎ 幼児教育の無償化について

今回の衆議院選挙において幼児教育の無償化が掲げられ感謝申し上げます。ある市町村においては先行して幼児教育の無償化に取り組んでいるところがありますが、幼児教育・保育の保育料を無償化したため、ただなら 0 歳児から使わないと損という認識が広がり子育て支援ではなく育児放棄支援とさえ捉えられる課題が浮き彫りになっております。幼児教育の無償化の実施にあたっては子育てと仕事の両立、専業主婦家庭へも同等な支援がされますよう要望致します。

子ども・子育て会議 様

幼児教育費の無償化等に関する意見書

一般社団法人 日本こども育成協議会

会長 廣島 清次

子ども・子育て支援新制度が発足して3年目となり、この間、新たに企業主導型保育事業が制度化されるなど、我が国の子育て支援は充実発展してきており、大変心強く思っているところです。

さて、今後、制度化されと思われる幼児教育費の無償化につきましては、これまで様々な検討が行われてきたところです。

保育事業を中心とする子育て支援事業に携わる当協議会といたしましては、すべての子どもが分け隔てなくこの制度が適用されることを基本にご検討されるよう、次により、ご提案いたします。

【提案内容】

幼児教育費の無償化は、幼児教育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）在籍児童を対象として検討されていると聞いておりますが、認可外保育施設在籍児童も対象にすべきと考えますので、本会議としても国に働きかけるよう提案いたします。

【提案理由】

子ども・子育て支援3法に関する付帯決議において、幼児教育・保育の無償化について検討を加えるとされ、これまで、質の高い幼児教育をすべての国民が享受できる環境づくりを主な目的として、様々な検討が行われてきたところです。

また、先の総選挙において与党になられた自由民主党の政権公約でも、3～5歳児のすべての子どもの幼稚園、保育園費用の無償化が掲げられていたところであり、今後、実施に向けた検討が加速化されるものと思われます。

しかし、これまでの検討の中では、幼児教育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）在籍児童が対象とされ、東京都認証保育所など認可外保育施設在籍児童の取り扱いが明らかにされておられません。

この制度の導入趣旨に鑑み、認可外保育施設在籍児童や在宅児童など、すべての3～5歳児がこの制度の恩恵を享受できるような制度にすべきと考えます。